

大垣市ガキペイカード利用規約

大垣市ガキペイカード利用規約（以下「本規約」といいます。）は、大垣市（以下「発行者」といいます。）が発行するガキペイカード（以下「本カード」といいます。）及び本カードの利用者（以下「利用者」といいます。）による本カードの利用に関する条件について定めるものです。

（総則）

- 第1条 利用者は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意した上で、本規約の定めに従って本カードを利用するものとします。利用者は、本カードを受領し、これを利用（所持、カード加盟店での提示、またはアプリへの残高移行等を含みます。）することにより、本規約に同意したものとみなされます。
- 2 本規約は、日本語を正とします。本規約につき、参考のために他言語による翻訳文が作成された場合でも、あくまでも参考にとどまるものであり、日本語の原文の意味と多言語による翻訳文との意味が異なる場合、日本語の原文の意味が優先されます。
- 3 発行者は、自らの判断により本カードを利用できる店舗（以下「カード加盟店」といいます。）の範囲を変更できるものとします。
- 4 利用者が本規約の変更後に本カードを継続して利用した場合（残高を保持し続けた場合を含みます。）は、本規約の変更同意したとみなされるものとします。

（定義）

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) ガキペイカード（本カード） 発行者が無償で配付する、7,000円相当がチャージされ、かつ、二次元コードが印字されたカードをいいます。
- (2) 利用者 本カードの配付を受けた者をいいます。
- (3) カード加盟店 利用者が商品等の購入又はサービス利用時の決済に本カードを利用することができる事業者等をいいます。
- (4) ガキペイアプリ（アプリ） 発行者が提供するスマートフォンアプリケーション「ガキペイ」をいいます。

（本カードの配付及び管理）

- 第3条 発行者は、別途定める対象者に対し、本カードを記録が残る方法により送付します。
- 2 利用者は、本カードを受領したときは、直ちに本カードの状態を確認し、破損や不具合がある場合は速やかに発行者に申し出るものとします。
- 3 利用者は、善良なる管理者の注意をもって本カードを管理するものとします。
- 4 利用者は、本カードを第三者に譲渡し、転売し、貸与し、又は担保に供することはできません。ただし、利用者と同居する者その他市長が適当と認めた者に譲渡し、又は貸与する場合はこの限りではありません。
- 5 前項ただし書の規定により、本カードの譲渡又は貸与を受けたものは前条第2号に規定された利用者とはみなすものとします。

(本カードの利用期限)

第4条 本カードの利用期限は、令和8年8月31日までとします。

(本カードの利用)

第5条 利用者は、本カードの利用期間内に限り、カード加盟店において、券面記載の額面または記録された残高の範囲内で、代金の支払いに利用することができます。

- 2 利用方法として、利用者はカード加盟店に対し本カードを提示し、カード加盟店が端末等を用いて本カード上の二次元コードを読み取ることで決済を行うものとします。
- 3 本カードの残高が支払代金に満たない場合、利用者は、その不足額を現金またはカード加盟店が指定する他の決済方法により支払うものとします。
- 4 本カードは、次に掲げる取引に対する支払をするために使用することはできません。
 - (1) 土地及び家屋の購入並びに家賃、地代、駐車場代等の不動産の賃借
 - (2) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ及び第38条第1項に規定する製造たばこ代用品の購入
 - (3) 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
 - (4) インターネットアプリケーション、ICカード、電子マネー等への入金
 - (5) 税金、手数料等の租税公課、公共料金等（市長が不相当と認めたものを除く）
 - (6) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等取扱店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
 - (7) 特定の宗教・政治団体と関わる取引又は公序良俗に反する取引
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める取引

(アプリへの残高移行)

第6条 利用者は、アプリの機能を利用し、本カードに記録された残高の全部をアプリ上のアカウントに移行することができます。

- 2 前項によりアプリへ移行された残高（ポイント）の利用期限及び利用等については、本カードの利用期限（第4条）及び利用（第5条）等の規定に準じるものとします。
- 3 第1項の規定により残高が移行された場合、本カードの残高はゼロとなり、以後、本カードを決済に利用することはできません。

(残高の失効)

第7条 第4条に規定する利用期限を経過した場合、本カードの残高は失効します。発行者は、失効した残高について、払い戻しや換金は行いません。

(クーポンの利用)

第8条 カード加盟店がアプリにて発行するクーポンの利用に関する事項については、「大垣市デジタル

地域通貨「ガキペイ」利用規約」第8条に準じるものとします。

(免責)

- 第9条 本カードの紛失、盗難、汚損、その他ガキペイカードに関し利用者に生じた損害（以下「紛失等」といいます。）により、利用者が本カードを利用できなくなった場合、発行者は、その責任を負いません。ただし、発行者の故意又は重大な過失に起因する損害についてはこの限りではありません。
- 2 本カードの紛失等により、第三者が本カードを不正に利用したことによって利用者に損害が生じた場合であっても、発行者はその責任を負いません。
- 3 通信回線の障害、システムの保守点検、天災地変等のやむを得ない事由により、本カードの利用が一時的にできない場合があっても、これにより利用者に生じた損害について、発行者は責任を負いません。

(再発行)

- 第10条 本カードは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、再発行しません。

(不正利用等の対応)

- 第11条 発行者は、利用者が本規約に違反した場合、または不正な手段により本カードを取得・利用したと判断した場合、本カードの利用を停止し、また利用資格を取り消すことができるものとします。

(反社会的勢力の排除)

- 第12条 利用者は、自己が暴力団、暴力団員、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(個人情報の取扱い)

- 第13条 発行者は、本事業の実施に伴い取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、本カードの配付、管理、利用状況の分析、お問い合わせ対応等の目的の範囲内で適切に取り扱います。

(規約の変更)

- 第14条 発行者は、必要と認める場合、市ホームページへの掲載等により、本規約を変更できるものとします。変更後の規約は、掲載された時点から効力を生じるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第15条 本規約の準拠法は日本法とし、本カードに関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則 本規約は、令和8年1月13日から適用します。

(令和8年1月13日制定)